内閣衆質一○四第二二号

昭和六十一年五月二十七日

内 閣総 理 大臣 中 曽 根 康 弘

衆 議 院 議 長 坂 田 道 太 殿

衆議院議員土井たか子君提出旧ポルトガル領東チモールに関する再質問に対し、 別紙答弁書を

送付する。

衆 議院 議 員 土井たか子 君提出旧 ポ ルトガ ル領 東チモ ールに関する再質問に対する答

弁書

について

東 チ モ] ル 0 帰 属等に係 る問 題 につい ては、 国連 事 務総 長 0 仲介に より 関 係当 事 玉 とし ての

イン ド ネシアとポ ル \vdash ガ ル لح \mathcal{O} 間 で 話 合 7 が 進 め 5 れ て 1 る。 我 が 玉 としては、 貫 して 同 事

務総 長 のこの イニシアテ イヴを評価 L てきてお り、 こ の 話 合いを見守つているところである。

二について

(1) 千 九 百 七 $\overline{+}$ 五. 年 八 月 \mathcal{O} 東チ モ ル に お け る 武 力衝 突 発 生 以 降 \mathcal{O} 第 口 目 \mathcal{O} 視 察 は、 千 九 百

七 + 八 年 九 月六 日 カン ら八 日 まで行 わ れ、 デ イ リー 市 \mathcal{O} ほ カン 東チモ] ル 本 島 \mathcal{O} 東 部 及 び 西 部 を

訪 れ、 これらの地 域 の官民と面会し、 治安、 経済、 食糧及び衛生事情につき聴取 した。

(2)第二 口 目 \mathcal{O} 視 察 は 千 九 百 八 + 五. 年 兀 月 八 日 か 5 + 日 ま で 行 わ れ デ 1 IJ] 市 \mathcal{O} ほ か 東

済、 食 糧 衛 生 開 発 及 び 人権 状 況 に 0 き聴 取 した。

チ

干

ル

本

島

東

部

西

部

及

び

ア

タ

ウ

口

島

を

訪

れ、

れ

5

 \mathcal{O}

地

域

 \mathcal{O}

官

民

と

面

会

L

治

安

経

(3)第三 口 目 \mathcal{O} 視 察 は、 千 九 百 八 + 六 年 四 月二 + 九 カゝ 5 五. 日 ま で 行 わ れ、 デ 1 市 及

日

月 一

IJ

び 東 チ モ] ル 本 島 西 部 を 訪 れ、 れ 5 \mathcal{O} 地 域 \mathcal{O} 官 民 と 面 会 し、 治 安、 経 済 食 糧 衛 生、 開

発 及 び 人 権 状 況 につき聴 取 L た。

(4)右三 口 \mathcal{O} 視 察 に 際 L て \mathcal{O} 面 会 12 は お お む ね イ ン K ネ シ ア 政 府 関 係 者 が 同 行 L た。 視 察 \mathcal{O}

日 程 は 第 口 目 に <u>つ</u> 1 て は 1 ン ド ネ シ ア 側 が 作 成 し、 第 口 目 及 び 第 口 目 に 0 1 7 は 視

察 者 側 が 1 ン K ネ シ ア 側 と 協 議 \mathcal{O} 上 作 成 L た。 ** \ ず れ \mathcal{O} 視 察 に お 7 て ŧ, 東 チ 干 ル 独 <u>\f}</u>

革 命 戦 線 と接 触 がした 事 実 は な 1

(1) 千 九 百 八 + 五. 年 \mathcal{O} 訪 間 0) 際 ア タ ウ 口 島 12 お け る 避 難 民 \mathcal{O} 状 況 デ 1 IJ] 市 コ 7 ル 力 刑 務

所 等 を 視 察 L た。

千 九 百 八 + 六 年 \mathcal{O} 訪 間 \mathcal{O} 際、 デ 1 IJ 市 ベ コ ラ 刑 務 所 及 び 元 ア タ ウ 口 島 収 容 者 \mathcal{O} 部 が 移

住 L 7 1 るカ イラコ 移 住 地 等 \dot{O} 状 況 を視り 察 べした。

(2)東 チ 七 ル 地 域 で 活 動 して 11 る 赤 + 字 玉 際 委 員 会 0 説 明 に ょ れ ば、 同 地 域 で \mathcal{O}

人

権

状

況

が

悪 1 と 判 断 すべ き具体: 的 情 報 は な \ <u>`</u>

]

(3)赤 + 字 玉 際 委 員 会 は、 千 九 百 七 + 九 年 以 来、 現 在 ま で + 六 口 に わ た り 東 チ 干] ル 地 域 に お

け る 同 委 員 会 \mathcal{O} 活 動 に 関 す る 報 告 書 を 作 成 L 7 お り、 我 が 玉 もこれ を 入 手 L 7 1 る。

兀 に 0 1 7

昭 和 六 + 年 三 月 + 日 \mathcal{O} 参 議 院 予 算 委 員 会に お 1 て、 安 倍 外 務 大 臣 ょ ŋ 東 チ 干] ル を 1

ン ド ネ シ ア が 実効 的 に 支配 L て お るということは 承 知 L 7 お り ま す が 人 権 抑 圧 等 に 0 7 て \mathcal{O}

事 実実に つい ては私はまだ承知しておりませ ん。 と述べ 、 た 経 緯 は ある。

我 が 国 内 外 0 非 政 府 系 組 織 及 び 個 人か ら東チモー ル 0) 人 権 状 況 に · 問 題 が あるとの 趣旨 の文書

を受け取つたことがある。

五について

(1) 千九百七十六年当時の報道によると、 同年五月三十一日ディリーで開催された 「東チモー

ル 住代表会議」(以下「会議」という。)の模様 は、 次のとおりである。

(/) 東チモ] ル 全域 十三 地 区 の代表二十八名 (T) 出席を得て、インドネシアとの 合併 問 題 を審

議し、全会一致で合併支持を決定した。

(口) 「東チモール暫定政 府 主席大臣は、 「会議」 の閉会に当たり、 代表団をジャカルタに 、派遣

インドネシアとの合併のための請願を行う等と述べた。

(ハ) 「東チモール暫定政府」 の招待に応じて、 インド、サウディ・アラビア、イラン、ナイ

ジ エ リア 0) 駐 インドネシア大使又 は 臨 時 代 理大使並 びに マ レ イシア、 タイ及び = ユ]

ーランドの在インドネシ ア大使 館 館 員 が 会 議 にオブザーバーとして参加した。

(2) 我 が国としては、東チモ] ル 間 題 12 関する 国 連 $\overline{\mathcal{O}}$ 活動を慎重に · 見 極 める必要があるとの立

場から参加を差し控えた。

六について

我 が 玉 0) 東チモ] ル 地域に関する基本的 な 態度は、 同 地 域 0 帰 属等につき国連 事務総 長の仲

介に より行う わ ħ てい る関係当事 国 間 \mathcal{O} 話 合 1 を見守るというものである。

右答弁する。